

関係人口創出業務委託仕様書

1. 業務名

関係人口創出業務

2. 目的

本市では、人口減少や少子高齢化の進行により、地域の活力の維持・向上が課題となっている。

本業務は、地域未来交付金事業「Re:ぶぜんプロジェクト」の核となる「つなぐ」「めぐる」「かわす」「ひらく」の4つの視点に基づき、市内外の人が多様な形で地域と関わり続ける関係人口の創出・拡大を図ることを目的とする。

特に、地域活動や交流の機会を通じて、人と人との新たなつながりを生み出し、地域に関わるきっかけや継続的な関係性を構築することで、関係人口の裾野を広げていく。また、こうした関わりを積み重ねることで、将来的な移住・定住や地域の担い手の確保にもつなげていくものとする。

※ 事業概要は、<https://www.city.buzen.lg.jp/sousei/rebuzen.html> 参照

3. 業務内容

本業務の内容は次のとおりとする。なお、本業務に係るプロポーザルを実施することにより決定した受託者の企画提案に基づき、本市と協議の上、詳細を決定するものとする。

(1) 関係人口の創出・拡大と地域住民との関わり創出

本市の課題解決やコミュニティ運営に継続的に関与する「関係人口」について、認知から参画、そして成果の発信までを一貫して行う。

① デジタル技術を活用した関係人口の拡大

- ・ SNS 等の媒体を活用し、本市の魅力を効果的に発信する投稿企画および運用体制の整備・拡大。
- ・ ターゲットを絞った広告出稿（キャンペーン）の設計・実施による、新規関心層の獲得。
- ・ 関係人口の拡大につながる情報（観光、ふるさと納税、特産品、イベント等）に加え、今後の制度導入も見据えた情報の発信
- ・ 管理ツールやテンプレートの活用による、持続可能かつ質の高い情報発信の維持。

② 地域住民と関係人口による共創機会（交流イベント）の創出

- ・ 市民と地域外人材が共に課題を考えるワークショップや、活動報告会の企画・運営（15回以上）。
- ・ 専門的な進行役等を活用し、参加者の意見を引き出しながら円滑な話し合いと交流の場づくりを行う。
- ・ イベント開催に伴う広報物（チラシ、バナー等）の制作および効果的周知。

③ 活動結果の整理および効果検証（次年度展開を見据えた整理）

- ・ 実施内容、参加者数および参加者の属性（年代・居住地等）の整理
- ・ 参加者アンケートの実施および結果の取りまとめ
- ・ 各取組の実施状況（開催回数、参加状況、継続参加の有無等）の整理
- ・ 参加者の満足度や意見、参加状況等を踏まえた評価および傾向の整理
- ・ 事業の実施による効果（参加の広がりや地域との関わりの変化等）および継続的な関係につながった事例の整理
- ・ 本業務の実施結果を踏まえた課題および改善点の整理
- ・ 次回以降の実施に向けた留意事項および、市職員・地域住民が主体的に実施可能な運用方法の整理
- ・ 令和9年度以降に向けた継続的な実施方法についての提案を含む報告書の作成
- ・ なお、本業務の成果については、今後導入が予定されているふるさと住民登録制度との連携を見据え、関係人口の継続的な関わりの把握および活用の観点から整理すること。

4. 業務の進め方

- (1) 受託者は業務に先立ち、事業計画を策定し、本市との協議、本市の承認を得たのちに業務を実施すること。
- (2) 受託者は、本業務の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、本市との連絡・調整を密にしつつ、本仕様書及び企画提案書に則り効率的に業務を進めること。
- (3) 受託者は、適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、その実施に当たっては、進捗状況、今後の進め方等を本市に逐次報告するほか、必要に応じて打合せを行うこと。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、その都度本市と協議を行い、処理すること。

5. 成果報告書の提出

本業務完了後、成果報告書を作成し、次のとおり提出すること。

- (1) 報告書（印刷製本、A4版） 3部
- (2) 報告書のデータを収めた電子データ一式（CD-R又はDVD-R） 1部

※なお、成果品納入後であっても、業務内容及び成果品についての問合せ、その他の対応を求めることがある。

6. その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、本仕様書によるほか、関係法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の履行に当たり、本市又は第三者に損害を及ぼした場合は、受託者の責めに帰すべき事由によらない場合を除き、その損害賠償の責任を負わなければならない。
- (3) 受託者は、本業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (4) 本プロポーザルにより特定された企画提案の内容については、その内容を反映しつつ、協議の上進めるため、提案内容の全てが採用されるものではない。
- (5) 専門的な知識及び調査、仕様作成等が必要な場合は、本市と協議の上、再委託することができる。